

JAF 公認競技会 組織許可番号 15-1130

JMRC 関東イーストラリーツアー 第5戦

第32回RBAC サンデーラリー

特別規則書

公示

本競技会は日本自動車連盟(JAF)公認の基に FIA 国際モータースポーツ競技規則に準拠した JAF 国内競技規則、ラリー競技開催規定、JMRC 関東ラリーシリーズ統一規則書および本競技会特別規則にしたがって開催される。

レインボーオートクラブ(RBAC) □主催 口協力 JMRC 千葉県ラリー部会 □協賛 (株)ダンロップファルケン千葉 (株)プライマリーコーポレーション (有)スマッシュ フェイスクラフト em☆Lab 秋谷製作所 タイヤショップ SRP 中山自動車 (株)エムアイエス 市原自動車センター(株) (有)コマツカーサービス 藤澤建設(有)

第1条 競技会の名称及び格式

JMRC 関東イーストラリーツアー第5戦 第32回RBACサンデーラリー(準国内格式)

第2条 競技会の種目

四輪自動車によるラリー(初・中級者向)

第3条 オーガナイザー

JAF 加盟クラブ レインボーオートクラブ(略称:RBAC) 千葉県市原市八幡北町 1-1-10 代表 須藤 浩志 (ホームペーシ゜http://rally.jp/rainbow/)

第4条 開催日及び開催場所

2015年11月28日(土)~11月29日(日) 千葉県内約200km

第5条 申込期日

2015年11月2日(月)~11月20日(金)

第6条 参加申込先及び大会事務局

(1)大会事務局

住所 : 〒290-0069

千葉県市原市八幡北町 1-1-10 コマツカーサービス内

レインボーオートクラブ事務局

TEL : 0436-43-5044
FAX : 0436-43-5013
Email : kcs@ca.wakwak.com
WEB サイト : http://rally.jp/rainbow/

(2)参加申込方法

提出書類は以下の通りとし、大会事務局へ郵送する事

- ·参加申込書 ·車両申告書
- ・ラリー競技に有効な保険証券の写し
- ・サービスカー及びサービス員登録書
- •参加料金明細書

第7条 大会役員

 大会会長
 小川重和(RBAC)

 審查委員長
 児山信夫(van van)

 審查委員
 丸山高康(RSCC)

 組織委員長
 菊池美佳

 組織委員
 河野美穂

 組織委員
 中島理沙

第8条 競技役員

競技長 須藤浩志 副競技長 鈴木尚 コース委員長 須藤浩志 コース委員 海老原孝敬 計時委員長 飯島文彦 計時委員 石塚恵美 技術委員長 須藤浩志 救急委員長 藤澤久美子 事務局長 須藤浩志

第9条 競技種類

- ・指示速度区間で行われる2セクションの第2種アベレージラリー
- ・全区間を指示速度走行とし、タイムトライアルは設定しない
- ・道路管理者から使用承諾を得、一般交通から遮断された道路における ハイアベレージ区間を設ける

第10条 参加料及び保険

(1) 参加料 1 台 ¥33,000 (クルー2 名分の朝食・入浴料含む) 注: JMRC に加盟している JAF 登録クラブ・団体に所属していない参加者クルーは上記参加料に1人当たり、1,000 円の増額とする。

(2)保険 ラリー競技会に有効な対人賠償保険、および対物保険、ならびに搭乗者傷害保険(死亡・後遺障害のみ)に必ず加入すること。これが確認されない場合は競技会に参加できない。

JMRC 関東ラリー見舞金の使用も認める。使用者は参加申し込み時に必要 事項を記入し、JMRC 関東登録証の写しを同封する事。

振込先

京葉銀行 ちはら台支店 普通 4284651 レインボーオートクラブ 会計 中嶋 理沙

第11条 アシスト行為(サービス申込)

(1)オーガナイザーの指定したサービス地点でのみアシスト行為を行える。 (2)登録料 サービス員・サービスカーの登録は、無料。未登録の場合、 サービスパークへの入場を制限する場合がある。 サービス員の朝食・入浴は、2,500円/人とする。

別紙「サービス登録申請書」に必要事項を記入の上、参加申し込みと 同時に提出すること。

第 12 条 タイムスケジュール

11月28日(土)	15:00~15:30	集合·受付
JJ	15:30~16:30	車検
JJ	17:00	ドライバーズ・ブリーフィング
JJ	18:01	1 号車スタート
11月29日(日)	1:00 頃	1 号車フィニッシュ
JJ	2:30 頃	表彰式予定

第14条 参加車両 (変更)

4.項の「尚、各競技会特別規則書・・・」を変更 TRD ラリーチャレンジ出場車は、TRD ラリーチャレンジで使用可能部品と して指定されているマフラーに限り使用する事が出来る。

第17条 参加者の遵守事項 (追加)

ノーチェック区間以外はヘルメットの着用を義務付ける。

第30条 アベレージラリー細則 (追加)

8.減点 同減点の場合、

(1)0 減点区間の多いチーム

(2)1CPより順に減点の少ないチーム

を優先とする。

